

平成 25 年千葉県地価調査実施計画

1 基準地の設定方針

- (1) 平成 25 年地価調査の基準地数は、下表のように 820 地点とし、「平成 25 年千葉県地価調査基準地設定方針」に基づき、設定を図るものとする。

区分	住宅地	商業地	準工業地	工業地	調整区域 内宅地	林地	合計
平成 25 年 実施地点数	676	116	—	17	—	11	820
平成 24 年 実施地点数	630	114	14	11	40	11	820

※平成 25 年度から、地価公示の「準工業地」「調整区域」の区分が廃止されたため、削除。

- (2) 選定替は総合的に検討し、基準地としての適格性に欠ける地点について行うものとする。

2 実施日程

『平成 25 年千葉県地価調査日程表』により実施するものとする。

3 鑑定評価員

平成 25 年地価公示の鑑定評価員の中から、県が千葉県地価調査鑑定評価員指名基準に基づき指名した者を、地価調査鑑定評価員とする。

4 分科会の設置

基準地の数に応じ県内を区分し、その地域ごとに担当する鑑定評価員で構成する分科会を置く。

なお、分科会の名称及び区域は、平成 25 年地価公示と同様とする。

5 鑑定評価員の所属分科会

原則として、平成 25 年地価公示の分科会とする。

6 分科会幹事

分科会に分科会幹事 1 名を置く。

幹事は、原則として、25年地価公示に係る分科会幹事である者とする。

7 分科会幹事会の設置

幹事相互の連絡調整を図ることにより事業の円滑な運営に資するため、分科会幹事会を設置する。

8 代表幹事

代表幹事 1 名を置く。

原則として、平成 25 年地価公示に係る代表幹事である者とする。

9 正常な価格の判定・公告

7月 1 日時点における鑑定評価の結果について、審査等を行った上、千葉県地価調査委員会での審議を経て、当該基準地の正常な価格を判定し、当該価格のほか必要事項を県報で公告する。